

苫小牧市教育委員会会議録

会 議 区 分	苫小牧市教育委員会 第 19 回 定例委員会
日 時	平成23年11月21日 自 16時 至 17時30分
場 所	苫小牧市役所第2庁舎 2階会議室
出席委員	委 員 長 上 原 毅 委 員 佐 藤 郁 子 委 員 鈴 木 正 樹 委 員 佐 藤 守 委 員 山 田 眞 久
欠 席 委 員	
会議録署名委員	佐 藤 守 委 員
会議録作成職員	総務企画課総務係主事 田 中 亮 太
事務局職員	学 校 教 育 部 長 齊 藤 章 吾 スポーツ生涯学習部長 松 浦 吾 学 校 教 育 部 次 長 田 中 章 嗣 スポーツ生涯学習部次長 鹿 野 定 幸 総 務 企 画 課 長 戸 村 真 規 学 校 教 育 課 長 遠 藤 久 雄 指 導 室 長 岩 井 真 二 学校教育課学務係長 高 坂 博 幸 総務企画課総務係係長 三 橋 大 輔 総務企画課総務係主事 田 中 亮 太
会 議 案 件	別紙のとおり
会議の経過概要	別紙のとおり

1 委員会開会の宣言（上原委員長） …16時00分
2 会議録署名委員の指名（佐藤守委員）
3 教育長の報告
いよいよ苫小牧も雪の季節になった。それでは先月28日の教育委員会から今日までの報告だが、11月は市政功労者・自治貢献者と文化賞の授賞式から始まり、長生大学の大学祭、青少年表彰式、臨時教育委員会、そして苫教研大会には委員長を含め出席して、各部会の様子を参観した。また、12日の拓勇小学校の開校10周年式典、続く啓北中学校50周年式典があり、御出席ありがとうございました。 この他にも前教育委員でもあった榊川順司アイスホッケー連盟専務理事の文部科学大臣表彰祝賀会もあった。文化の香り漂う季節もうしばらく続くが、一方アイスホッケーシーズンに入り、大会開催も増えてきたこの頃である。 こうした中、既に報道されている道教委の教職員給与費等の不適正執行に関する調査の指示が下りてきた。このことの経緯について御説明しておきたいと思う。まず発端であるが、先の衆議院選挙で北教組が政治資金を提供していたことから役員が検挙され、その関連で違法な政治活動や勤務時間中の組合活動が明らかになった。 そこで、道教委・札幌市教委は昨年4月から実態調査を行い、年度内に関係者への処分を終えたところである。しかし、問題は、義務教育費国庫負担法に基づき、給与1/3は国が負担することから、勤務時間内の不適切な運用は給与対象とはならず、国の交付額に影響を及ぼすとして、会計検査院が1年間かけて独自に調査を実施してきたところである。 先般その結果が公表され、結果は18年度～21年度までの間で172校、647人、3392時間の不適正があった。このため給与支給額703万円（1/3の国

庫負担金分で２３４万円相当）の不適正執行が見受けられたとした。具体的には、
①勤務時間中の職員団体の活動 ②長期休業期間中の勤務時間 ③校外研修への不参加 ④外勤・出張、職専免などの不適正などの事例を挙げております。
このため、文科省は、道教委に事務の適正処理を求める指導と調査報告を求め、
道教委は服務監督者となる市町村教育委員会にも事務の適正処理を求める指導と調査報告を求めてきたわけである。
今後の推移だが、①対象となる関係書類５年分を１１月中に集約する。②局の調査委員会と市町村教委とで突合作業を行い、調査対象者のリスト作りを行い、③道教委本庁の調査委員会で最終リストをまとめて聞取り対象者を示し、④個々に事情聴取を実地する。⑤来年８月中には調査を終了し、道教委が不適正であるかどうかの判断をして文科省に報告する。以上が概略である。市教育委員会としましては、
道民の信頼回復のために調査に協力するが、新たな調査用経費や書類の保存年数、校長の裁量権との整合性などの解釈に問題があれば、道教委とも協議して対応して参りたいと考えているので、御理解いただきたい。
最後になるが、冬を迎え、インフルエンザの流行が心配になってくる。健康管理に留意し、併せて成績処理の時機となるので、個人情報管理にも配慮し、生徒の進路指導等に万全を期し、落ち着いた環境で年末を迎えるよう、緊張感を持って学校経営に励むようお願いしている。
（上原委員長） 何か意見や質問があればお受けする。
（佐藤守委員） 参考までにお聞きしたいが、会計検査院が全道各地に入ったということだが、当然胆振管内にも入り、苫小牧関連にも入っているということか。
（教育長） これは、どこに入っているか聞いていないので、正直分からない。苫小牧には入っていない。
（上原委員長） 他に何か意見や質問があればお受けする。
（一同「なし。」の声）

4 議 案
第 1 号 苫小牧市立（仮称）第 2 4 小学校の校名の決定について
（学校教育部長） 平成 2 5 年度の開校を予定している第 2 4 小学校の校名について、 9 月 1 日から 1 6 日までの間、広報とまこまい、教育委員会ホームページを通じ市民から募集を行った。その結果、はがきで 2 7 通、ホームページから 2 3 件の御意見があった。有効応募件数は 4 3 件で、校名候補数は 4 0 件となった。この中から町内会、PTA、学校長、教育委員会職員、併せて 9 名で組織された校名選考委員会において 2 回に渡り検討を行った結果、資料の 1 ページにある「拓進」「新拓」及び「西拓勇」の 3 件が校名の候補として決定した。その資料については、2 ページから 4 ページまでに校名の選考委員会の経過及び結果並びにその募集の内容を、4 ページには委員会の投票結果の集計表を掲載している。また、資料 5 ページには、応募があった全候補名の一覧とそれぞれの命名の理由を記載している。これらを勘案し、委員会の中で御審議いただき、決定をお願いしたいと思う。 （上原委員長） 何か意見や質問はあるか。 （佐藤守委員） 選考委員会の方を 2 回程開いていただき、慎重な審議をしていただいた中で、1 番票数が多く、選考委員の方が押した校名が公平ではないかと思われるので、この「拓進」がいいのではないかと思う。 （一同「異議なし。」の声） （上原委員長） では、苫小牧市立（仮称）第 2 4 小学校の校名の決定については「拓進」に決定したいと思う。 （斉藤部長） 私の方からこの後のこともあり、資料を配付させていただく。ただいま決定いただいた第 2 4 小学校の校名について、別紙の 1 ページの資料にあるとおり、決定された校名については 2 人から同じ校名の応募があった。まず 1 人は拓勇にある学校で「拓き」「進む」これから発展していく地域であることを理由としている。ま

た、もう１人からは、どんな困難にも屈することなく、自分の道を切り拓いて進んで
いけるようなたくましい子ども達が育ってほしい、というそれぞれの命名の理由であ
った。この校名を発表するに当たり命名の理由が必要なことから、ただいま追加でお
配りした資料に基づき、これらを併せた形で「これから発展する学校地域の中で自分
の道を切り拓いて進んでいけるようなたくましい子どもに育ってほしい。」こういう
理由で命名したとさせていただきたい。
(上原委員長) 何か意見や質問はあるか。ないようなので、そのように決定する。
(一同「異議なし。」の声)
—原案どおり承認—
第２号 苫小牧市学校防災対応マニュアルの改訂について
(指導室長) 現在使用されているマニュアルは、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、
平成１０年１２月に作成されたものである。しかし、その後１０年以上が経ち、更に
は東日本大震災の発生によりその見直しが必要となった。この度改定作業が終了した
ので、その内容について御説明したい。
まず、今回の改定における大きなポイントは、現マニュアルでは十分に示されてい
なかった津波対策と日常の防災教育に係る記載に重点を置いたところにある。東日本
大震災では想定を超える津波が発生し甚大な被害を受けたことを踏まえ、各所に津波
対応を明記した。また、避難訓練はもちろん、全教育活動の中に防災教育の視点や具
体的内容を盛り込むことが重要であると考え、それらに関する資料を多く掲載してあ
る。なお、現在苫小牧市においても、地域防災計画の見直しが進められており、今後
改善変更になる部分も考えられるが、今回の作成に際しては危機管理室と協議し、市
で作成した暫定版等を示された内容と整合性が図られている。それでは配付資料をも

とに説明させていただく（以下『苫小牧市学校防災対応マニュアル』の説明）。
なお、現在も国、北海道と苫小牧市がそれぞれ防災計画の見直しを進めている最中である。それらの改定状況によっては、本マニュアルも再度見直す必要が生じるので、今回はそれまでの暫定版という押さえをしていることを御理解願いたい。今後、本マニュアルは12月の定例議会文教経済委員会で報告をする。その後各校へ冊子とCDデータで配付配布する予定となっている。
（上原委員長） 何か意見や質問はあるか。
（佐藤守委員） ①暫定版ではない完成版は、いつ頃の予定か。②苫小牧の場合東西に長く、各学校によって山の側にあったり海の側にあったり、状況がかなり違うと思うので、各学校で、例えば自分達の学校が山に近ければ山の噴火のこととか、そういうのに対応していくような方向は小・中学校に指導していくのかどうか。③苫小牧市は耐震化の検査をしたと思うが、それとこのマニュアルの関係、避難所指定されている小・中学校で、耐震化の診断されて大丈夫なところは問題ないと思うが、C判定に近いB判定のようなところはどのようにしていくのか。④緊急時に勤務時間内に校長が中心となって職員を集めると思うが、今、小・中学校に校長を含め教職員の方は近くに住んでいない。これが一斉にいろいろなところから集まるというのは不可能ではないかと思う。であれば逆に、それぞれの近くの小・中学校に、というのを考えられないものか。
（指導室長） ①完成版についてだが、市の方が着々と防災に係る計画を策定しているが、道の方も国の方も同時平行している。2年か3年後に、最終的にでき上がると思うので、できた時点でもう一度整合性が取れているかどうかを見なければならないと考えている。はっきりとした年数はお示しできないが、数か月とかそういうようなスパンではなく、2・3年後になると思われる。ただ、それを待ってそれまで現在のマニュアルで進むわけにいかないので、暫定版の部分で対応していく。②各校の状況だが、御指摘のとおり各学校、例えば清水小学校であると近くに山があるとか、それぞれ特性があることは承知している。現在では本市では小・中学校全て避難所とな

っているので、2次避難ということで山に逃げるとか、もっと高層のビルに逃げると いうように想定できない。高層のビルに逃げるにしても、高層ビルが逃げられるよう に条件を整備しなければならないので、暫定版の中では基本的に学校の最上階に逃げ るという想定で作成している。巻末資料の1枚目で説明したように、最上階の標高が 各学校によって違うので、例えばざっと見ると最上階は10m以上の学校が多いので、 10m以内の津波であれば最上階に逃げることで対応できる、それ以上になると、今 のところ苫小牧市全体でどうするのかということが見えていないので、それを越える 20mの津波が来たときの対応というのは、今のところまだこの中に盛り込めない状 況にある。③耐震化の部分については、このマニュアルの中には学校が地震に対応 できているという前提のもので作成している。④勤務時間外のことについてだが、作 成する際、それぞれ学校の近くに校長・教頭が住んでいる方、非常に遠くに住んでい る方がいるので、マニュアルで一律に作成することができない状況にあり、実際に大 きな災害が起きたときの対応というのは、まず集まれる人間から集まるということが 第1になると考えている。マニュアルの中でこういう対応ということではなくて、震 度5以上が発生した場合には、まずは集まれる人間は集まって、その中で対応してい くということが大事になると考えている。
(教育長) 市の方の対策本部、こちらの方でも学校で先生方が来られなくてもすぐに 対応できるように、避難所の近くに住む市役所の職員が駆けつけるように計画されて いて、その方々は学校の鍵も持っている。それでもって当面对応できると思っている ので、学校の先生だけではない。ただ、市の部分についてはこれには載っていないので、 不明な部分もあるかもしれないが、そういう対応になっている。
(鈴木委員) 今回の東日本大震災のテレビのニュース等を観ていたが、最終的に震災 が起きた時点での連絡の体制はしっかりできていたはずである。ところが、ああいう 大きなものが来た時に電気はなく、携帯電話は完全につながらない状態で、苫小牧市 として学校に無線は置いていると思うが、どのように連絡を取ったらよいかという手 段をしっかり備えておかないと絶対にだめだと思う。盛岡の知人に電話で話を聞いた

ときに、電気がないものだから、他がどうなっているか全く分からない。電気が来て
テレビを観て、初めてその惨劇の被害を知ったということだ。外の人間の方がよく分
かっているわけだが、地元の人たちは電気がないと全く情報がなく、パニックが起き
たという話をしていた。加えて、以前に苫小牧に十勝沖地震が来た時、当時の会社で
は地震が発生したときのマニュアルがしっかりとできていた。ところが、いざ地震が
来たときに人間はマニュアルどおりに動くことができるのか。やはり、本能の赴くま
まに動くのではないか。だから、震災で揺れ始めたら応急的に机の下に潜るといった
ことは非常に大事だが、最終的にはその後をどうするかということの方が大事にな
ってきた経験がある。その辺り、連絡体制と応急処置、その後どのように早く回復し
ていったらよいのかをしっかりと決めておかないと、今回の津波の想定外の震災が来た
ときに、苫小牧は標高が低く、多分東日本大震災のような大きな津波が来たときには、
苫小牧は全滅になってしまう。来ないことを祈るだけだが、やはり電気が来ない、電
話が通じないといったときの連絡体制をどうするかというのを、まず1番最初に
作ておかないと、多分みんなパニックになってしまうのではないか。連絡はしなけれ
ばならない、自分の家のこともある、学校のことまでとなると、先生達も大変だと思
う。今回も東日本大震災の時の消防の方もやはり、1度避難したけれど門を閉めなけ
ればならないとかで戻り、そういうことで逃げ遅れて亡くなった方がかなりいる。確
かに、震災が起きたときに学校に先生達が集まるようになっているとはいうが、いざ
そうなったときに本当にできるのかということがある。であるなら、あまり小さいこ
とを決めるのではなく、これは震災後のことであって、いざ実際に震災きたときにど
うするのか、大まかな対策を作っておかないと、みんな小さなことまでは頭が回らな
いと思う。そういうことも盛り込んでいった方が私はいいと思う。
(指導室長) 先程説明したように、今回の目的は、日常の防災教育に重点を置くとい
うことで、最初の前半の部分はマニュアルなのでこのとおりにはいかない、このとお
りに動けないということもあるかもしれない。細かく作成した理由は、先生方にきち
んと把握しておいてほしいという意味がある。教職員は公務員なので、子ども達、児

童・生徒の安全を確保する役割があるので、そういった部分で震度５、震度６の目安
のときに自分は何をしなければならないのか確認をしていただくことが第１の狙
いである。加えて、先程言ったとおり、この１番の大きな狙いは、日常の防災教育を
充実させて、日頃から子ども達に防災に係る備えを十分にしておくという、教育の部
分に重点を置いたことなので、そういったことを日常進めていく中で教師だけでは
なく、子ども達もとっさの判断が一斉にできるという教育的な観点で作成させていた
だいた。
(鈴木委員) この防災のマニュアルは、国や道の方でしっかりしたものを作るとする
が、やはり地形によっては全く違うようなことが起きるのは確かである。苫小牧市と
しても、苫小牧の地形はこうなんだというものを道の方に言う必要があるのでは
ないか。全国で同じことをしてもどうにもならない。確かに、子ども達にこういう
ことを教えるということはよく分かるが、全国统一でいいのかというような部分もあ
る。
(教育長) 今、総括的にこの資料というのがマニュアルという名称でもって出てい
るが、実際問題１番学校で必要となってくる部分というのは、地震発生時における対
応ということで、これでいくと８～１０ページに書かれている。これは、既に今まで
にも子ども達の避難訓練や様々な場面で活用されている。その中で特に今回の場合は、
苫小牧市として考えていかなければならないということで、震度４と５の境目のとこ
ろの判断をどうしたものかと考えている。特に９ページの（４）に震度５以上の地震
が発生した場合、これは安全確認できるまで子どもは帰さない。震度４ならばまだ集
団下校などがあつたとしても、帰さないで親と連絡が取れるまでは学校で預かった方
がよいと思う。変に避難している最中に津波に襲われても困る。あるいは、すぐ地震
が起きてすぐ直後に学校行事が重なっていた場合に、それをできるかできないか、避
難所にもう人が来ているではないかという問題もあるので、そうした部分は新たに見
直ししたということで、大体８ページあたりから１２～１３ページまでの間が実際に
はよく使われる部分だろう。目に付くようにしておかなければならないだろうと思っ

ている。そして、ラジオや電池や水など様々な防災器具については、今回市の危機管理室で全ての学校に準備し蓄えるとなっているので、それによって、今まで口で避難所と言いながらも何も用意されていなかったのが、現実にはそういうものも揃っていると思う。いづれにせよ、道教委あるいは文科省が今作成しているとは言っても、これはもう全般的な対応になってしまうので、苫小牧市独自という部分でいくとちょっと当てはまらない部分もたくさん出てくるので、それらを参考にしながら、また、更に苫小牧強化していくような内容で見直していきたい、そんな風に思っている。
(上原委員長) 他に何か意見や質問はあるか。
(佐藤郁子委員) 10ページ第2次避難についてお聞きしたい。昨日の新聞だったと思うが、宮古市の避難の仕方が、一斉に避難せずバラバラ・それぞれといった作戦を取って、被害者がいなかったという。避難場所を見つけて、各自で逃げるようにといった指導をしていたと読んだのだが、ここだと引率してだとか指示をして連れて行くといった形だが、それと同時に2次被害に当たるのかどうか分からないが、常日頃何かあったときは人の指示を待たずに行けという指導も必要なのではないかと思い、具体的なところを明記するのは難しいが、誰かが統括して連れて行く、誰かの指示に従って行けということではなくて、各自が判断して行くということも併せて用意していて被害がなかったと私は読んだのだが、そういうところも盛り込んでいるのか。読んでいたが見当たらなかったもので、この2次避難というところにそれが該当するのか。小さな小学生は単独で動くのは難しいが、学年ごとに先生の指示を待たないで動く可能性というのも残しておいた方が、どこかに書いておいた方がいいのではないかと思います。何かのときに書いてなかったからとか、待っていては間に合わないような気がするので、宮古市のように、一緒に併せてこういう方向はどうだろうかという検討があったほうが良いように思った。2次避難はどこなのか。
(指導室長) 2次避難は、今のところ各小・中学校の最上階への避難となる。巻末資料の避難所一覧を見ると、約10mが境目なのかと、10mまでほとんどの学校の中

では対応できる。判断をするときに津波警報が鳴ったとすると、津波警報が何mくらいあるのかということで、例えば5 m来るといったとき、各自逃げなさいというより、
全員を最上階に上げるといったことが1 番最善策となっている。例えば、学校によっ
ては1 5 mくらいまでもつところがあったり、1 0 mでも厳しいという学校があった
り、そういったときに次の策、いわゆる3 次避難になる。例えば山であれば山へ逃げ
ることになるが、それが苫小牧はほとんど平地なので、なかなかそこをクリアできな
い状況にある。そのため、実際に2 0 mの津波が来ると想定したときには、みんなで
学校の上階に避難することは意味がないといった状況なので、そこで1 0 ページの第
2 次避難の下の方、高い場所に避難誘導、校舎最上階、これが無理であれば津波が発
生する高さにより近隣にある高層ビルということで、これは学校で判断をするという
ことになるので、学校の状況を見て判断することになる。これはなかなかマニュアル
には盛り込めないので、こういう優先順位を付けてそれぞれの学校に実態を踏まえて
しっかり考えてくださいという意味が込められている。
(佐藤郁子委員) そのことを児童に言うかどうかというところを知りたかった。言っ
ておくかどうかで違うと思う。
(指導室長) 実際、発達段階があるので、小学校1・2年生に自分で判断してという
のは難しい。中学生くらいになると防災教育の中で、自分の判断は大事だという指導
はしていく必要があると思っている。高台や山に逃げるということは非常に取りざた
されているが、実際1 0 分かけて走って逃げるのでは津波には対応できない。そうい
ったところを判断するというところを、子ども達だけではなく先生方もしっかりと考
えていく必要がある。
(佐藤郁子委員) そういうことを考えている、と教えるのも教育だと思う。また、学
校だけではなく、近くに住んでいる方も入っているので、防災教育の中に織り込んで
いるということが大切だ。
(指導室長) 後の防災教育に係る資料の部分は、防災マニュアルで先進的な山口県や
石巻市、是非こういうところを参考にしてほしいと抜粋している。これらを踏まえて、

苦小牧市の実態に合った取組をするところがマニュアルから飛び越える部分となる。
(教育長) 実は今回の東日本の地震の中で、子どもが大きな犠牲にあった石巻市の及川小学校は、先生方がグラウンドに集めて山に登ろうか別のところにしようか、目の前に山があるのに敢えて山に行かないで、それは山の崖が、土が崩れてきて危険だということもあり、その判断に非常に時間がかかっている。結果がああいう結果になってしまった。一方みんなが助かった釜石の中学校は、実は放送も何もなく、ただこれだけ大きい地震が来るということは津波が来るということで、逆に何も情報がなかったから子ども達はそれぞれバラバラに逃げようという意識が働いてよかったということが言われている。今そういう子ども達自身に判断する力を付けていく、その防災教育はどうなっているのかということが問われている。今回も20ページから【防災教育の推進】という言葉で、学習指導要領とか授業の中で、既に扱っているものをずっと載せているが、冒頭のところを見ていただくと、「1 防災教育の意義」と書いている。ここに、生命や安全の危機に直面したときに児童生徒が自ら状況を判断し、自分の生命を守るために行動できる能力、防災リテラシーという言葉を使っているが、そうして更にみんなに助け合っていく、これが1番大事なんだということを冒頭でうたっている。この教科書に載っているところだけを指導するのではなく、それを教えながらこれを教えていただきたいという意図があるということを、是非学校では気を付けていただきたい。これがなかったら教えても、最終的には先生の指示どおり動いてしまうことになる。
(佐藤郁子委員) 地域含めたそういう避難意識があったから、うまく逃げたのだと思うが、連動したいろいろな周知の仕方があろうかと思う。
(指導室長) 34ページから授業実践事例、先程私、石巻市と間違えたが、釜石市である。釜石市の防災教育が非常に進んでおり、ここには抜粋で評価における指導の中で、津波と関連する内容をどうやって取り入れたらいいのか、実際はここには載せていないが、これの対する具体的な授業の案まで載せてあるので、それを見ながら、より苦小牧の先生方もこれを参考にして、教科の指導の中でも十分防災教育指導できる

場面が多々あるので、そういったことで取り組んでいただきたい。
(上原委員長) 他に何か意見や質問はあるか。
(一同「なし」の声)
－原案どおり承認－
第3号 教育費補正予算について
(学校教育部長・スポーツ生涯学習部長) (議案第3号及び第4号を資料に基づき説明)
(上原委員長) 議案第3号・4号について、一括質疑に付す。
(佐藤守委員) ①指定管理者の関係だが、文化会館の指定管理者で、最近共同企業体・団体に指定管理者になるところが増えているようだが、そういった団体に受けなさいということをして市の方で指導しているのか。②共同企業体の場合は、別々の会社が共同で実施することになるので、建設業でよく協定書とか、附属協定書で6：4とか7：3という割合を定めることが多いが、こういった一般的な指定管理者の場合、指定管理料をその2つの会社で分ける場合に、聞いたところによると、それで訴訟となりもめているということを知ったことがあるが、その辺の構成団体の中の分担割合、協定書というのは提出を求めているのか。③収入計画の中で26年度から利用料金が上がっていく計画になっているが、利用料金をアップするということか。④事業計画の中で「親子で陶芸にチャレンジ」とあるが、普通考えられるのは、4年生から6年生というのは一般的ではないかと思うが、これは何か理由があるのか。⑤総合体育館の方の指定管理者について、先程の料金の件だが、こちらもそうなっているが、運営実績で、決まったところが他は9点でここは7点と低いというのは、実績的には総合体育館的なものがなかったと理解してよろしいか。この構成員の方から見ると、他で実

績があるようだが、他の申し込んだところの方が多かったということで、そういう点数になったのか。⑥緑ヶ丘公園の指定管理者についてだが、指定管理者は非公募ということで、これは途中で変わるということで、将来的には再び一括で指定管理者の公募する考えがあるのか。
(スポーツ生涯学習部長) ①コンソーシアムだが、これは私どもの方からコンソーシアムと組みなさいとかは申し上げていない。それぞれ団体により、この度、例えば文化会館なら、ビルの総合管理をされている業者と、舞台芸術の専門家というかそういったところで、私どもは昨年否決になった案件だが、舞台芸術の関係についてしっかりとした業者を選ぶ仕組みについて配慮が足りなかったことがあり、そういったところを業者説明会で申し上げたところ、このような形でそれぞれ、選定業者だけではなく、今回選考に漏れたところも舞台の専門家とビル管理会社が組んだ形で提案してきたというところで、それぞれ団体の得意分野を活かしてコンソーシアムを組んで提案となっていると考えている。②協定書の関係だが、コンソーシアム協定書というものをそれぞれ組む形となるが、費用的なところについては、実際選定された後、その業者同士で話し合われるかと思う。他の施設でもコンソーシアムで取って、実際管理運営されている施設が苫小牧でもあるが、訴訟云々という話は苫小牧市では起きていないということで、指定管理者制度を進める行政監理室に今の話を申し上げ、そうしておそれが無いような形で業者同士のコンソーシアムの協定書を結んでいただくよう指導して参りたいと考えている。③収支計画で、26年から上がっているという話があったが、逆に見ると26年から人件費を少し上げている提案がある。それをカバーする分だけ利用料金を確保する提案になっていて、順序が逆の提案だが、必要な費用の増加に対応するためにその分を指定管理費に上乗せするのではなく、利用料金の増で自分達はまかなうという提案内容になっている。④陶芸の4～5年生を対象にしている理由は、申し訳ないが、分からない。⑤体育館の運営実績で、候補者の点数が低い理由についてだが、この団体の運営実績という項目の中には、団体の経営状況とか効率的な運営が行われているかという項目があり、実は団体の3年間分の決算書を

中小企業診断士にお送りして、経営状況の判断をしていただきＡＢＣランクを付けさせていただいている。その関係で、候補者の方で資金収支等の関係から、他の団体よりワンランク低いというところで評価が下がった。⑥陸上競技場の非公募、次はどうするのかということだが、２５年の時に陸上競技場をどうするのか、スケジュール等もその段階で方向性が見えていることと思うので、それに合わせた形で指定管理期間を定めて参りたいと考えている。
(佐藤守委員) １つ要望だが、指定管理者になると料金アップするという、一般的に借りている方がみなさん思っているところが多い。その中で、確実に料金上がるということが載っているということは、ちょっといかがなものかと思うので指定管理者の方に４年間は何か、人件費のこともあると思うが、利用料金は今までどおりと変わらないような方向で運営していただきたい。
(スポーツ生涯学習部長) 説明が不十分で申し訳ない。利用者の料金を上げるということではない。利用料金は条例で金額が定まっているので、その上限を超えることはできない。逆に指定管理者が提案して、それ以上低くすることはできるが、実際に低く設定しているところは今のところないが、条例どおり料金を徴収する。かつては、その使用料は市の収入になっていたが、今は利用料金制といって、その指定管理者の収入としてよい。例えば、この建物で１億円の経費がかかるが、自分のところでいろいろ貸出しをし、例えば２千万稼ぐので、指定管理者としては８千万円を貰うだけで結構という提案となっている。この提案は自分達でいろいろな催し物を開いたり行事を引っ張ってきたりして、使用頻度を上げて自分達の収入を増やし、その分指定管理費は上げないという提案となっている。総合体育館の方の同じ収支計画を見ていただくと分かると思うが、少しずつ毎年利用料金が上がっている。これは、いろいろなことで利用者を増やして収入を確保して、その代わりに苫小牧市からいただく指定管理費については少しずつ削減していくという形で提案している。
(上原委員長) 他に意見や質問はあるか。
(鈴木委員) 私は佐藤守委員と逆の考え方だったが、佐藤委員は、なるべく料金は変

えないという話をされた。しかし、これは条例で決まっている。だが、指定管理者に
してみれば、たくさん人が来るところ、利用する人の多いところと、少ないところがある。利用料金は、北海道の中でも苫小牧は非常に安いと聞いていたが、今の料金で
逆に指定管理者の方は運営していけるのか。いろいろなイベントができるところはい
いが、単純なところの指定管理者となると、意外と利用者というのは少ない。そうい
うときに今の料金で運営していけるのだろうか心配になる。
(スポーツ生涯学習部長) 利用料金という言い方をしているのは、使っていただいた
お金を指定管理者の収入にしていっていいということで、利用料金という言い方になってい
る。それまでは当然、市の歳入となる使用料制で指定管理者制度を実施していたが、
大きな施設ではたくさん人を呼び込んでも、その収入は市の収入となる。固定の費用
が指定管理者に払われるだけということでは、なかなか指定管理者のインセンティブ
が働かないということで、それならばお客さんがたくさん来ても来なくても、指定管
理者が貰える管理費用と同じではないかということから、いろいろインセンティブ制
が生まれ、指定管理者がたくさんいろいろなことを行い、来るお客さんを増やして収
入を増やしていただくとそれだけ収入が上がり、その利益が出たとしても利益はあな
たのところにおいていいというのが利用料金制度となるから、おっしゃるとおり
総合体育館だと、1人がトレーニングに行ったら100円の利用料金となるが、そう
いったことでいろいろなトレーニングを行っていくと、利用者はどんどん増えていく
可能性はある。逆に今回スポーツ生涯学習部ではないが、霊葬場みたいなところが一
体いくらという焼場料金をとったものは、利用料金制度は採用していない。それは稼
ぐために指定管理者が経営努力できるといったことがないからである。おっしゃると
おり、私どもの施設では、ゲートボール場のような施設はお客が減ってきて、収入が
だんだん減ってきているというのもあり、その辺は逆にいうと私どもとしては、指定
管理者が、1,500円が上限だが1,200円にしてみてもお客を呼び込んで、収入
を上げようという提案もしていいはずなのだが、そういった提案はない。逆におっし
ゃるとおり、苫小牧市のスポーツ施設が全部安上がりだということで、高くするため

には私どもの条例改正が必要となる。その条例改正のタイミングも、指定管理者を募集するタイミングと合わせて私どもが値上げしないと、指定管理者が4年間受けた後に私どもが一方的に利用料金を上げると、利用者が減ってしまっ自分達の考えていた収入がなくなってしまう。今後の宿題として考えていきたい。
(上原委員長) 他に意見や質問はあるか。
(佐藤守委員) 総合体育館が、今度指定管理者になることで、従来スポーツ課が事務所として入っており、いろいろ助かっている部分が大いにあると思うが、指定管理者になった場合、スポーツ課の場所というのはどのようになるのか。
(スポーツ生涯学習部長) スポーツ課は様々なイベントを実施しており、そういった物品等は、実は総合体育館の倉庫を借りている状況があり、それも含めてこちらに移動するだけの本庁のスペースがないので、当面の間は総合体育館の方に間借りをさせていただいて、現状と同じような状態である。ただ、指定管理者と私どもの事務所がくっついているということはあまり好ましいことではないので、部屋は分けさせていただきたいという考えである。
(上原委員長) 他に意見や質問はあるか。
私のほうから質問させていただく。①選定委員会の中で担当も含めて選定をする際、応募者の団体や企業にヒアリング（個別面接）をされたかと思うが、それを実際にされたのかどうか。というのも、前回非常に対応がまずかったのかもしれないが、1番大事な点ではないかと思うので確認をしたい。②19日のマスコミあるいはホームページ等にこれが決まったかのような報道がされていた。実際に我々教育委員会としては、選定委員会はそのように選定したかもしれないが、この場で議案として出ているわけだから、それについて教育委員会として決めるわけで、その後最終的に議会の承認がいるという、そういう手続だと思うが、その点順番的にもう少し注意があってもよかったのではないかという気はしている。③このように選定をして決めたとなると、4年間あるいは2年間、指定管理者として運用されるわけだが、おそらく1年ごとにその報告等が上がると思うが、それについて検討され、指導できるものは指導する、

そういう対応を取られると思うが、利用者にとってどうなのかという観点を見ていただくのが1番大事ではないかと思う。先程佐藤委員からもあったように、金額的には変わらないが、例えばサービスが落ちたとか、利用しにくくなったとか、そういうものの検証が1番大事ではないかと思う。そういう点からいくと、1年ごとに行うのがいいのか、4年ごとに行うのがいいのか、そういう事業運営とか内容等に利用者にとってどうだったのか、そういう検証を選定委員会の中で行うというのはおかしいので、例えば担当部のスポーツ生涯学習部ならスポーツ生涯学習部の方でそういう検証をするのか、利用者アンケートを含めてそういうことを行う意思があるか、その点をお聞きしたい。
(スポーツ生涯学習部長) ①プレゼンだが、文化会館の担当課の方で業者のヒアリングをする予定だったが、電話での聞き取りだけで済ませたということから、好ましくないということがあった。この度は、業者ごとに面談をしている。更に今回から選定委員会、副市長2人と外部委員3人が入っているが、選定委員会の方でもプレゼンを行っており、この度は私どもの候補施設の他に候補施設2つあり、土曜と日曜の午前・午後という形で長時間かけてプレゼンさせ、プレゼンの結果を踏まえて選定委員会で議論をしていただいた。②結果がホームページに決まったかのような報道がされているということだが、こちらの選定委員会は、私どもの総務部の行政監理室の方で指導しており、そちらの方での決定を受け、候補者が決まったという形でホームページに載せたようだ。私どもとしても、今回の12月の議会で提案する前に、今日の教育委員会会議を開いた上でのことで、その辺の配慮が足りなかったと考え、反省している。行政監理室との話をさせていただいて、このようなことがないように、充分注意させていただきたいと思う。③1年ごとのチェック等についてだが、22年から指定管理者制度を導入した施設については、先の教育委員会会議の中でも佐藤守委員からモニタリングについての指摘があったが、22年からの施設については毎年モニタリングをすることになっているので、今回のこちらの施設についても1年間の決算を受けた上で、私どもの方でモニタリングをすることとなっている。なおかつ、指定業者についても

利用者アンケート等の自己モニタリングというのもしていただく形になる。		
(上原委員長) 他に意見や質問はあるか。ないようなので、原案どおり決定すること でよろしいか。		
(一同「異議なし。」の声)		
—原案どおり承認—		
第4号 指定管理者の指定について		
(1) 苫小牧市文化会館に係る指定管理者の指定について		
—原案どおり承認—		
(2) 苫小牧市総合体育館・苫小牧市日吉体育館に係る指定管理者について		
—原案どおり承認—		
(3) 苫小牧市緑ヶ丘公園陸上競技場に係る指定管理者の指定について		
—原案どおり承認—		
5	協	議
なし。		

